

## 仕様書

### 1 事業名

外国人観光客受入態勢整備事業

### 2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による入国制限が段階的に緩和される中、外国人観光客の受入に向け、市内事業者に対するワークショップ及びモニターツアーを実施し、本市における外国人観光客の受入態勢の再構築を図る。

### 3 事業内容

#### (1) ワークショップの実施

##### ① ワークショップの企画及び実施

- ・外国人観光客受入に向けて、外国人目線での受入態勢整備に関するワークショップを企画し、実施すること。
- ・対象者は、市内に所在地を有する宿泊事業者（旅館業法第3条第1項に基づくホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊営業の許可を受けた者※）とする。
- ・参加事業者の募集については、委託者が行い、受託事業者に必要な情報を提供する。  
※令和4年6月6日時点で約230件

【参考】令和2年度に実施した観光キャンペーン参加事業者数 87件

- ・ワークショップの内容については、観光庁の「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」に留意すること。

#### (2) モニターツアーの実施

##### ① ツアーの造成及び催行

- ・以下に基づきツアーを造成し、適切に催行すること。

対象者	日本国内在住の外国人（海外に国籍を有する者）
募集人員	延べ160人泊以上
行程	・1泊2日以上とすること。 ・市内各エリア（田辺、龍神、中辺路、大塔、本宮）を訪れるツアーを造成すること。ただし、ワークショップ参加事業者がいないエリアについては、この限りでない。また、複数プランの提案を可能とし、すべてのエリアを同一プラン内に組み込む必要はない。 ・英語ガイド、各種体験プランの利用等を組み合わせることにより、市内への経済波及効果が高い内容とすること。
催行日	別途委託者と協議すること
宿泊先	(1)のワークショップ参加事業者から選定すること。なお、参加事業者が多数にわたる場合は、可能な限り全事業者に行き渡るよう参加者を分散させること。

## ②参加者の募集

- ・当事業の周知のため、チラシ、HP、各種メディア等を活用した広報を行うこと。
- ・募集方法については、委託者と十分協議すること。

## ③感染症対策

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを順守して実施すること。

## (3)アンケート調査

- ・今後の外国人観光客受入に向けて、モニターツアー参加者からアンケートを徴取すること。
- ・アンケートは、上記(1)、(2)の内容を踏まえたものであること。
- ・調査した内容を集計・分析し、市内宿泊事業者にフィードバックすること。

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

## 5 事業の運営管理

委託者は、受託者と密接な関係を維持しつつ、本事業の目的に照らし適切な運営管理を実施するため、受託者は委託者に対し事業の進捗状況を随時報告するとともに、事業の推進にあたって委託者と十分に協議、連携して事業を実施することを必須とする。

## 6 成果品

- (1) ワークショップに関する報告書 一式
- (2) モニターツアーに関する報告書 一式
- (3) アンケート調査に関する報告書 一式

## 7 機密の保持

受託者は、本事業において知り得た情報について、他に漏洩又は引用してはならない。なお、この契約が終了、又は解除された後も同様とする。

## 8 個人情報保護

受託者は、この事業の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、田辺市個人情報保護条例（平成17年田辺市条例第16号）を遵守し、事業上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後又は解除後も同様とする。

## 9 損害の賠償

本契約の履行に際して、本契約の違反又は受託者の故意若しくは過失により、委託者又は第三者が損害を被った場合、受託者はその賠償の責を負うものとする。

## 10 事業終了又は事業の継続が困難となった場合の措置

委託期間終了又は契約の取消し等により次期受託者に事業を引き継ぐ場合は、円滑な

引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

なお、契約期間中において、受託者による事業の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、委託者は契約を解除することができる。この場合、委託者に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本事業を遂行できるよう、引継ぎを行うこととする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について両方で協議し、一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

## 11 疑義

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定するものとする。